

鼻腔検体の採取について（案）

- 施設等におけるクラスターの大規模化を防ぐため、医療機関・高齢者施設等において職員等が体調不良を認めた場合に、抗原定性検査の活用等により迅速に検査を行うことの必要性が指摘されている※¹。

※¹ 令和3年5月6日新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料6

※² 具合の悪い従事者等は出勤せず、速やかに医療機関で受診し、必要な検査を行うことが基本であるが、施設等で症状が出た場合に迅速な対応を促すものである。

参考：政府は、医療機関や高齢者施設等において従事者等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止することや、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、昨年国からメーカーへ増産要請し生産された抗原簡易キットを活用し、これらの施設で迅速に検査を実施できるよう、医療機関・高齢者施設等に対する抗原簡易キットの配布を進めることとしている※³。

※³ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年5月28日変更））

- 現在、抗原定性検査に用いる鼻腔ぬぐい液検体の自己採取については、医療従事者の管理下で行うこととされているが、医療従事者が常駐しない施設においても、有症状者を速やかに適切な診療につなげるとともに、感染リスクの高い者を早期に発見する観点から、検体採取等の注意点を理解した職員の管理下において自己採取を行うことも可能としてはどうか。

<施設の職員等のうち有症状者に対する抗原定性検査の実施法>

(1) 医療従事者が常駐する施設（病院、特養、老健等）の場合

(事前準備) ○ 施設内で実施した検査結果に基づき当該施設で診断が可能な体制があるかを確認し、診断可能な体制がない場合には、他の医療機関を速やかに受診できる体制を確保。

(検査時) ○ 出勤後に体調不良を認めた職員等について、医療従事者の管理下で検査を実施。
 ⇒陽性：診断可能な医師がいる場合はその場で診断を行う。それ以外の場合は、連携する医療機関を速やかに受診。
 ⇒陰性：体調が快復するまで自宅待機。診断可能な体制がない場合には、連携する医療機関を受診。

(2) 医療従事者が常駐しない施設（グループホーム等）の場合 ※医療従事者不在時

(事前準備) ○ 医療機関との連携により、検体採取等に関する助言を受けたり、陽性だった場合に速やかに受診することが可能な体制を確保。
 ○ 検体採取・判定の注意点、感染防護等に関する研修を施設職員の一部が受講し、当該職員を検査実施の際の管理者としてリスト化。

(検査時) ○ 出勤後に体調不良を認めた職員等について、検査を実施。検体採取、試料調製、試料滴下までを研修受講済み職員の管理下で本人が行い、その後の判定は研修受講済み職員が行う。
 ⇒陽性：連携医療機関を速やかに受診。
 ⇒陰性：連携医療機関を受診又は体調が快復するまで自宅待機。

- ◆ 重症化リスク者が多数いる場所・集団（医療機関、高齢者施設等）における感染者の早期発見のため、原則として有症状者※¹に迅速に使用することを念頭に配布。

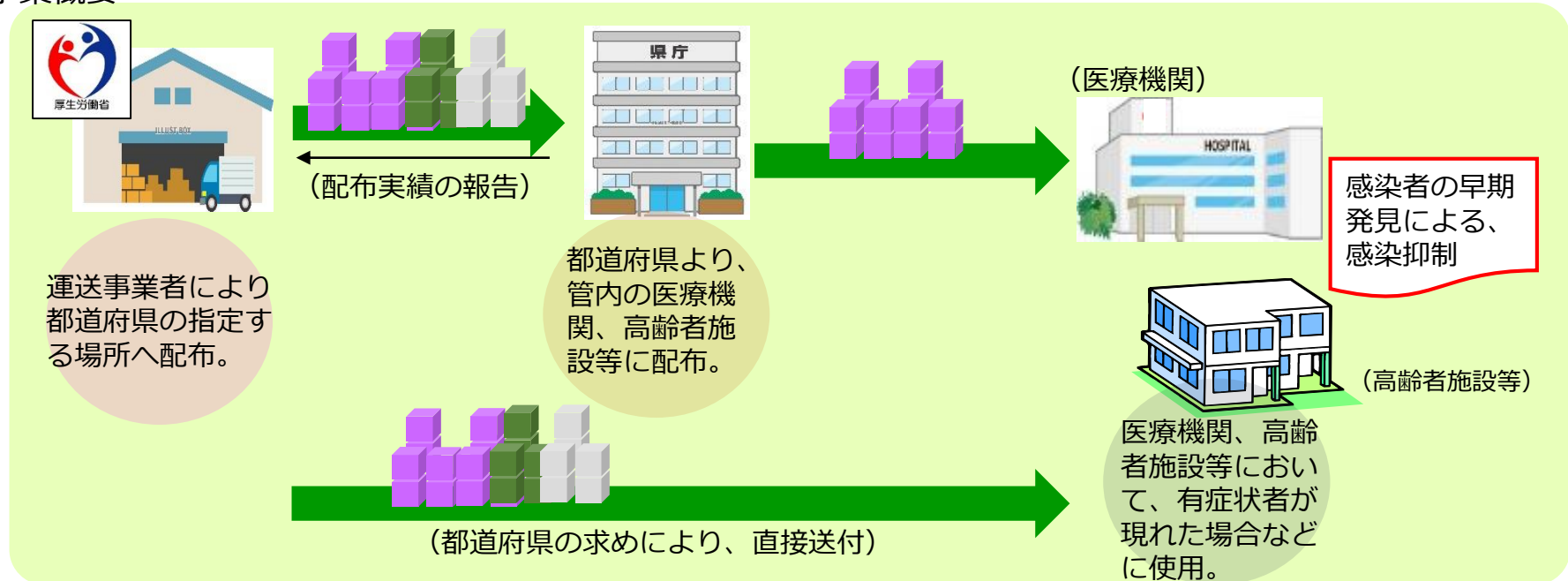
※¹ 無症状者への使用についてはアドバイザーボードでも以下の留意点について議論されている。

- 施設内で感染者が発生した場合であって、PCR検査等が迅速に実施できない場合に、接触歴がある者等に対して直ちに実施する場合。
 - ① 陽性の場合：確定診断はPCR検査等で行う。
 - ② 陰性の場合：濃厚接触者、フロア内感染の場合、追加的にPCR検査を実施。

- ◆ 原則として、都道府県を經由して配布。（必要に応じ、高齢者施設等へ直接配布。）
- ◆ 配分量に関し、各都道府県への意向調査の上、各都道府県の医療機関、高齢者施設における従事者数に応じて配分する。（買い上げ後速やかに配布できるよう配布先についても併せて調査。）

※² 関係省庁と連携し、その他、必要とする機関、施設への配布を併せて検討する。

事業概要



抗原簡易キットの医療機関、高齢者施設等への配布の基本的考え方②

(1) 配布先の基本的な考え方

① 医療機関

医療機関に関しては、従事者から重症化リスクの高い入院患者への感染を防ぐことを念頭に病院又は有床の診療所への配布を原則とする。



② 高齢者施設

高齢者施設等に関しては、抗原簡易キットを使用できる体制のある特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院への配布を原則とする。



③ その他

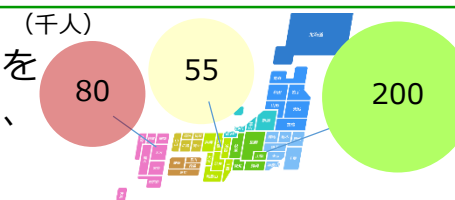
上記の他、都道府県の判断でキットを使用する体制のある施設に配布することも妨げない。



関係省庁と連携し、その他、必要とする機関、施設への配布を併せて検討する。

(2) 配分量の考え方

各都道府県への配分量は、国で確保した抗原簡易キット全てを配布することを前提として、①、②の従事者数に応じて決定するが、都道府県の求めに応じ、増減調整。



上記(1)、(2)を踏まえ、具体的配布先、配分量を都道府県と調整の上、決定する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年5月28日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

また、政府は、医療機関や高齢者施設等において従事者等に軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約800万回程度分を5月中旬を目途に確保の上、従事者数等に応じた形で、速やかに配布を開始し、可能な限り早く施設への配布を進める。